

## 美里町町民農園（生きがい農園）の使用条件

1. 使用期間は4月から翌々年の3月末日までとし、使用期間満了と同時に使用資格を失うものとします。

次回（翌々年4月以降）の使用準備作業のため、整備におおよそ10日間程要しますので、3月20日までに農園の整理をお願いします。

使用時間は、特に制限を設けませんが、近隣住宅に被害を及ぼすことがないように配慮してください。ただし、管理棟の使用は、午前9時から午後5時までとし、年末年始（青生コミュニティセンター休館日）は使用できません。

2. 栽培できる作物は、使用期間内に収穫でき、撤去できるものに限り（果樹類の栽培は禁止します。）

3. 次の行為を禁止します。これに従わない場合は、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ・農園を使用する権利を他人に譲渡または転貸すること。
- ・農園に建物及び工作物等を設置すること。
- ・営利を目的として作物を栽培すること。
- ・使用許可を受けた区画以外の区画を使用すること。
- ・正当な理由なく農園の使用を怠ること。
- ・管理上支障となる行為をすること。
- ・その他係員の指示に違反すること。

4. 農薬使用、かん水について

除草剤の使用は禁止します。栽培にあたって農薬はできる限り使用を避け、無農薬栽培を行うよう心掛けてください。

なお、病害虫の発生状況を踏まえやむを得ず農薬を使用する場合は、農薬取締法、食品衛生法（ポジティブリスト制度）等の関係法令を厳守した上、次の事項に努めてください。

- ・病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- ・非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ・粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制

するノズルを使用すること。

- ・農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意し、農薬の飛散が周辺住民に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮すること。

かん水はジョウロ等で行うこととし、ホースによるかん水を禁止します。

#### 5．原状回復及び返還

使用者は、使用期間満了までに農園の整理をし、担当職員の検査を受けてから返還してください。

#### 6．損失補償

町は、自然災害、病害虫、盗難などによる栽培作物の損害及び保管物品の盗難、利用者間のトラブル等に対し一切その責任を負いません。

使用料           年間180円/m<sup>2</sup>

(使用期間内の中途から使用した場合は、使用許可証発行月から月割計算)